

## 令和4年度 外ヶ浜町学生応援給付金支給事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染拡大により、親の収入減、ならびに学生本人のアルバイト等による収入減少により、経済的困窮が予想される大学生等の実情を鑑み、経済的理由で学生が勉学を諦めることがないよう支援することを目的に、予算の範囲内において町が学資として給付する外ヶ浜町学生応援給付金支給事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 外ヶ浜町学生応援給付金

前条の目的を達成するために、外ヶ浜町学生応援給付金（以下「給付金」という。）として外ヶ浜町（以下「町」という。）によって給付される給付金をいう。

#### (2) 大学生等

令和4年6月1日現在において、外ヶ浜町奨学金貸付条例（平成17年外ヶ浜町条例第86号）第2条に規定する学校（高等学校及び通信制課程は除く。）に在学している者をいう。

#### (3) 申請者

18歳以上の学生本人。

### (給付対象)

第3条 給付金の給付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とし、一度に限りこれを給付するものとする。

(1) 中学校卒業時において、町内に住所を有していた大学生等。

(2) 令和4年6月1日において大学生等であるもの。

### (申請者)

第4条 給付金を申請できる者は、第2条第3号に規定する申請者とする。ただし、家庭の事情により町長がやむを得ないと認めた場合は、代理人による申請を行うことができるものとする。

### (給付金の額)

第5条 給付金の額は、別表のとおりとする。

### (申請受付期間)

第6条 支援金の申請受付は、令和4年6月1日から開始するものとする。

- 2 申請受付期限は、令和4年9月30日とする。
- 3 災害等やむを得ない事由により、前項に規定する期限までに申請できなかったと町長が認めた場合は、申請期限を延長することができる。

#### (申請方法)

第7条 申請者は、外ヶ浜町学生応援給付金支給申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 令和4年6月1日以降に発行された在学証明書または写し
  - (2) 支援金の振込先となる口座情報が確認できる通帳等の写し
  - (3) 申請者の本人確認書類の写し
- 2 町が設置するオンライン申請専用フォームからの申請に限り、前項の規定による申請書(様式第1号)および添付資料の提出に代えることができる。
  - 3 第4条ただし書による代理人による申請の場合は、前項の規定に加え、委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を提出するものとする。また、この場合、町は公的身分証明証の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人であることを確認する。
  - 4 前3項の規定による申請を郵送で提出する場合は、申請期限当日の消印までのものを有効とする。

#### (給付決定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、その結果を外ヶ浜町学生応援給付金支給決定通知書(様式第2号)又は外ヶ浜町学生応援給付金支給申請却下通知書(様式第3号)により申請者へ通知する。

#### (給付金の支給)

第9条 町長は、前条の規定により給付を決定した場合には、申請者が届け出た金融機関の口座に給付金を振込むものとする。

#### (給付金の支給等に関する周知等)

第10条 町長は、給付事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、外ヶ浜町ホームページおよびSNS、町広報に掲載するほか、チラシの配布その他の方法により町民への周知を行う。

#### (申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付対象者から第6条第2項の申請受付期限までに第7条の規定による申請が行われなかった場合、給付対象者が給付金の給付を辞退したものとみなす。

- 2 町長が第8条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、

町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなし、外ヶ浜町学生応援給付金支給決定取消通知書（様式第4号）により通知する。

（不当利得の返還）

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者に対しては、外ヶ浜町学生応援給付金支給決定取消通知書兼返還請求書（様式第5号）により、給付を行った支援金の返還を求める。

（その他）

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

区 分	自宅からの通学者	自宅以外からの通学者
大学生等	学生一人あたり 50,000 円	学生一人あたり 100,000 円

備考

自宅以外とは、下宿、アパート、寮などをいう。

様式第1号（第7条関係）

外ヶ浜町学生応援給付金支給申請書（請求書）

令和4年 月 日

外ヶ浜町長 山崎結子様

外ヶ浜町学生応援給付金の給付を受けたいので、裏面「誓約・同意事項」に誓約・同意の上、必要書類を添えて申請します。

申請者 (本人)	フリガナ		電話番号	
	氏名 (自署)		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	現住所	〒 ※居住区分： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅以外		
	在籍校名			
	学生区分	<input type="checkbox"/> 大学院 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校		

※ 電話番号欄には、日中に必ず連絡が取れる携帯電話番号等を記入して下さい。

代理 申請	フリガナ		対象者との続柄	
	代理人氏名			
	代理人生年月日	年 月 日生	代理人電話番号	
	代理人住所			
	上記の者を代理人と認め、外ヶ浜町学生応援給付金の申請・請求を委任します。 委任者（自署）：			

口座 振込 先	金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協		
	支店名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所	種別	普通
	口座番号			
	フリガナ 口座名義			

※ 口座振込先は、学生本人名義の口座に限ります。

※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、支店名を（蟹田・三厩）等ではなく数字3桁（八四八等）の支店名を記入して下さい。なお、口座番号は7桁の番号を記入して下さい。

裏面に続きます。⇒

《誓約・同意事項》

- (1) 申請書の審査をするにあたり、外ヶ浜町が住民基本台帳及び戸籍簿等の確認を行うことに同意します。
- (2) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (3) この申請書は、外ヶ浜町において給付決定をした後は、外ヶ浜町学生応援給付金の請求書として取り扱います。
- (4) 外ヶ浜町が給付決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和4年9月30日までに外ヶ浜町が申請者（代理人を含む）に連絡・確認が出来ない場合には、外ヶ浜町は当該申請が取り下げられたものと見なします。
- (5) 外ヶ浜町学生応援給付金の受給後、偽り等により支給要件に該当しないことが判明した場合には、受給を受けた給付金を返還します。

◎チェック項目（□にレ点を記入して下さい）

申請者（対象者）は、

1. 中学校卒業時に外ヶ浜町に住所を有していた

[卒業中学校名：外ヶ浜町立 中学校]

2. 令和4年6月1日時点において、

大学（大学院）  
短期大学  
専門学校  
高専（4年生以上） } のいずれかに在学している

様式第2号（第8条関係）

令和4年 月 日

申請者様

外ヶ浜町長 山崎 結子

### 外ヶ浜町学生応援給付金支給決定通知書

令和4年 月 日付けで申請のあった外ヶ浜町学生応援給付金について、下記のとおり決定したのでお知らせします。

#### 記

- 給付対象者
- 給付額 円
- 振込先 申請者が指定した口座
- 振込期日 支給決定通知後、1ヶ月以内に振り込みされますので、指定口座をご確認下さい
- その他 この給付金は、町が「学資として支給する金品」であり、課税対象となりません。

様式第3号（第8条関係）

令和4年 月 日

申請者様

外ヶ浜町長 山崎 結子

### 外ヶ浜町学生応援給付金支給申請却下通知書

令和4年 月 日付で申請のあった外ヶ浜町学生応援給付金について、下記のとおり申請を却下します。

記

1 給付対象者

2 申請額

円

様式第4号（第11条関係）

令和4年 月 日

申請者様

外ヶ浜町長 山崎結子

### 外ヶ浜町学生応援給付金支給決定取消通知書

令和4年 月 日付けで給付の決定を行った外ヶ浜町学生応援給付金について、下記事由により当該申請が取り下げられたものとみなし、給付金の決定を取り消したので、外ヶ浜町学生応援給付事業実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 給付対象者

2 給付決定額

円

3 取消事由

様式第5号（第12条関係）

令和4年 月 日

申請者様

外ヶ浜町長 山崎結子

## 外ヶ浜町学生応援給付金支給決定取消通知書兼返還請求書

令和4年 月 日付けで給付の決定を行った外ヶ浜町学生応援給付金について、下記事由により給付金の決定を取り消したので、外ヶ浜町学生応援給付事業実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

なお、同要綱第12条の規定により、すでに給付を受けている給付金については、次のとおり返還して下さい。

### 記

- 給付対象者
- 返還請求額 金 円
- 取消事由
- 返還方法 別添納付書による